



## 市民参画実施予定を公表します

【問い合わせ】  
本館地域づくり課(☎41-3514)

市は、より多くの市民の皆さんの声を市政に反映させるため、市民アンケートやパブリックコメント(※)、意見交換会などによる市民参画を実施しています。現時点で実施を予定している市民参画は下記のとおりです。

なお、実施する市民参画の対象や方法を追加したり、実施時期を変更したりする場合があります。

※パブリックコメントとは、計画案などを公表して市民の意見を求め、出された意見を考慮して計画などを決定するとともに、意見などに対する市の考え方を公表する方法です

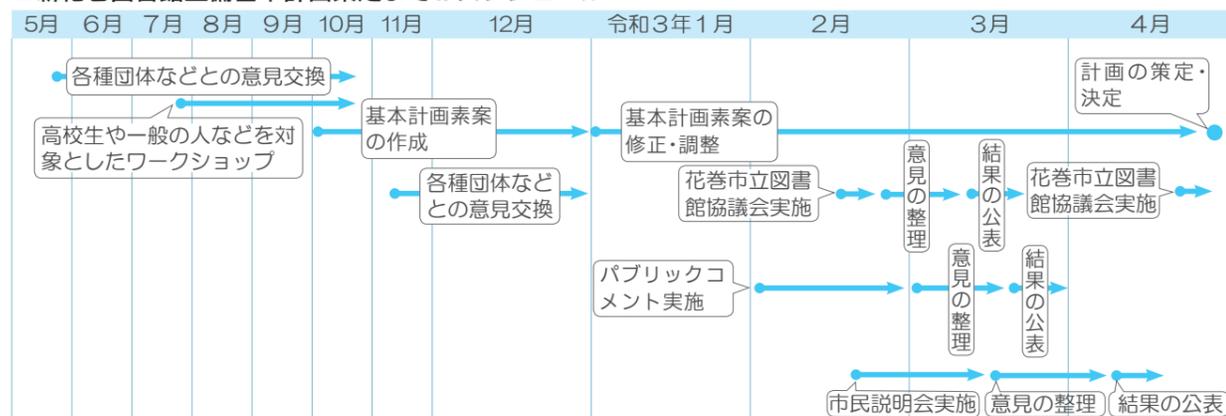
### 市民参画の実施予定

参画対象の名称	参画対象の内容	参画の方法	実施時期(予定)	担当部署
花巻市保健福祉総合計画	要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における福祉コミュニティづくりの方針、方向性を示す計画	市民アンケート	10月~11月	健康福祉部 地域福祉課
		関係団体などからの意見聴取	令和3年2月	
		パブリックコメント	令和3年12月	
新花巻図書館整備基本計画	生涯学習の拠点施設として、知識の向上や心の豊かさを求める市民ニーズに的確に対応できる機能を備えた新しい花巻図書館を整備するための計画	花巻市立図書館協議会での審議	令和3年2月 令和3年4月	生涯学習部 生涯学習課
		パブリックコメント	令和3年2月	
		市民説明会	令和3年2月~3月	

### 参考

新花巻図書館整備基本計画に関する上記市民参画は、同基本計画素案が策定されることを前提として実施します。市では、同基本計画素案を策定するため、次のスケジュールで記載されているとおり市民の皆さんからご意見やアイデアをお聴きすることとし、現在は、各種団体などとの意見交換や、高校生・一般の人などを対象としてワークショップを実施しています。

### 新花巻図書館整備基本計画策定までのスケジュール



## 1年間交通死亡事故ゼロ達成により賞賛状が伝達されました

1年間交通死亡事故ゼロ達成による賞賛状伝達式が、9月14日に市役所で行われました。

本伝達式は9月12日をもって1年間交通死亡事故ゼロを達成したことを称えるもの。佐藤忠男花巻地区交通安全協会会長などの立ち合いの下、高橋明弘花巻警察署長から上田市長に賞賛状が手渡されました。



### ❖ 飲酒運転の根絶にご協力を

飲酒運転による事故・検挙者が市内で増加しています。飲酒運転は交通死亡事故にもつながる危険な運転です。市民の皆さん一人一人が「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、これからも死亡事故ゼロを継続できるよう、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)

## 震災被災者の住宅などの復興を支援します

東日本大震災により被災した住宅や宅地の復興を支援するため、下表の補助を行っています。各項目を組み合わせることもできます。

申請書は新館建築住宅課、各総合支所建設係に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ・申し込み】新館建築住宅課(☎41-3567)



### 住宅新築・購入補助[受付期限は令和3年1月29日(金)]

※令和3年2月26日(金)までに市へ完了報告が必要です

区分	要件	補助の金額	対象者
バリアフリー対応住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方メートル未満	40万円
		床面積75平方メートル以上120平方メートル未満	60万円
		床面積120平方メートル以上	90万円
県産材を使用した住宅の新築・購入	10平方メートル以上の県産材を使用していること	使用量10立方メートル以上20立方メートル未満	20万円
		使用量20立方メートル以上30立方メートル未満	30万円
		使用量30立方メートル以上	40万円
住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基礎支援金および加算支援金(建設・購入に限る)の支給を受けていること	2人以上の世帯	100万円
		1人世帯	75万円

### 工事費補助[受付期限は令和3年1月29日(金)]

※令和3年2月26日(金)までに市へ完了報告が必要です

区分	要件	補助の割合	対象者
補修(10万円以上の工事)	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	2分の1(限度額30万円)	一部損壊や半壊などの被害があった市内の住宅に居住する人
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修工事	2分の1(限度額60万円)	※り災証明書または、り災の状況が確認できる書類が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置などの改修工事	2分の1(限度額60万円)	
県産材使用改修	県産材を0.5立方メートル以上使用する住宅改修工事	2分の1(限度額20万円)	
宅地復旧(20万円以上の工事)	のり面の保護工事、排水施設(宅内側溝など)設置工事、地盤補強・整地工事、擁壁設置・補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事	2分の1(限度額200万円)	被災した市内の宅地を所有または管理する人

### 利子補給[受付期限は11月30日(月)]

対象	補助の割合	対象者
新住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子)	住宅補修 1%以内 (対象融資限度額640万円)	▷上記の工事をする人(宅地復旧を除く) ▷市内外で被災し、市内に住宅の新築または購入をしようとする人
	新築 2%以内 (対象融資限度額1,460万円)	
既往住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)	新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限)	※り災証明書または、り災の状況が確認できる書類が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ